

Ⅲ 財政運営関係資料

目 次

雇用保険料及び国庫負担の推移 -----	1
国庫負担率改正について -----	2
高率負担について -----	3
弾力条項の考え方 -----	4
雇用保険制度における弾力条項について -----	5
失業等給付関係収支状況 -----	6
諸外国における雇用（失業）保険及び失業扶助の給付額及び国庫負担について --	7
保険料率、国庫負担率及び失業率の国際比較 -----	8
諸外国の失業保険制度 -----	9
諸外国の失業扶助制度 -----	1 3
財政運営の在り方に係る論点 -----	1 5

雇用保険料及び国庫負担の推移

	雇 用 保 険 料			国庫負担率
		失業等給付保険料率 (労使折半)	三事業保険料率 (使用者負担)	
失業保険(昭22)	$\frac{22}{1,000}$	$\frac{22}{1,000}$		$\frac{1}{3}$
(昭24)	$\frac{20}{1,000}$	$\frac{20}{1,000}$		↓
(昭27)	$\frac{16}{1,000}$	$\frac{16}{1,000}$		↓
(昭34)	↓	↓		$\frac{1}{4}$
(昭35)	$\frac{14}{1,000}$	$\frac{14}{1,000}$		↓
(昭45)	$\frac{13}{1,000}$	$\frac{13}{1,000}$		
雇用保険(昭50)	$\frac{13}{1,000}$	$\frac{10}{1,000}$	$\frac{3.0}{1,000}$	
(昭53)	$\frac{13.5}{1,000}$	↓	$\frac{3.5}{1,000}$ (法改正)	
(昭54)	$\frac{14.5}{1,000}$	$\frac{11}{1,000}$ (法改正)	↓	
(昭56)	$\frac{14.0}{1,000}$	↓	$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	
(昭57)	$\frac{14.5}{1,000}$	↓	$\frac{3.5}{1,000}$ (弾力)	
(昭61)	$\frac{14.0}{1,000}$	↓	$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	
(昭63)	$\frac{14.5}{1,000}$	↓	$\frac{3.5}{1,000}$ (弾力)	
(平4)	$\frac{12.5}{1,000}$	$\frac{9}{1,000}$ (弾力)	↓	22.5% ($\frac{1}{4} \times 0.9$)
(平5)	$\frac{11.5}{1,000}$	$\frac{8}{1,000}$ (法改正)	↓	20.0% ($\frac{1}{4} \times 0.8$)
(平10)	↓	↓	↓	14.0% ($\frac{1}{4} \times 0.56$)
(平13)	$\frac{15.5}{1,000}$	$\frac{12}{1,000}$ (法改正)	↓	$\frac{1}{4}$
(平14)	$\frac{17.5}{1,000}$	$\frac{14}{1,000}$ (弾力)	↓	↓
(平15)	$\frac{19.5}{1,000}$	$\frac{16}{1,000}$ (法改正)	↓	↓

- (注1) 農林水産業、清酒製造業及び建設業の失業等給付保険料率については労使双方1/1000ずつの上乗せがあり、また、建設業の三事業保険料率については、1/1000の上乗せがある。
- (注2) 平成15年度法改正により、失業等給付の保険料率が16/1000とされたが、法律の附則により平成15年度及び16年度は暫定的に14/1000とされた。
- (注3) 昭和50年度、51年度、53年度、57年度及び58年度は、雇用保険法第66条第2項の規定によるいわゆる高率国庫負担が実施されている。

国庫負担率改正について

昭和34年度(国庫負担率3分の1→4分の1)

医療に関する国民皆保険の達成と国民年金制度の創設により、我が国の社会保障制度が逐次整備されることとなった機会に、現行の社会保険制度を通じ、その保険料率及び国庫負担率を再検討し、その公平を期するために合理化を図るという見地から改正したもの。

〈資料出所〉「改訂版 失業保険法」(労働省失業保険課 編著)

平成4年度(国庫負担率4分の1→22.5%)

平成5年度(国庫負担率22.5%→20%)

○ 当時の失業等給付に係る収支状況は、平成2年度末決算における積立金規模が徴収保険料額の2倍を上回るに至るなど黒字基調で推移しており、単年度収支の大幅黒字が続き積立金がさらに上積みされる情勢にあった。

○ このため、失業等給付に係る雇用保険率を1000分の11から1000分の3引き下げるとともに、国庫負担率を改正前の負担率の80%相当額に引き下げることとした。(ただし、平成4年度については、雇用保険率を1000分の11から1000分の10とすることに伴い、従前の90%の負担率。)

〈資料出所〉「新版 雇用保険法(コンメンタール)」((財)労務行政研究所 編)

平成10年度(国庫負担率20%→14%)

我が国の財政が危機的状況を強める中、あらゆる分野で歳出の改革と縮減を図ることが求められ、雇用保険制度についても、その健全な運営に支障を及ぼさない範囲において、失業等給付に係る国庫負担の在り方を見直すべき状況となった。

こうした中で、

① 積立金の状況から、国庫負担を引き下げることとしても、雇用保険制度の安定的運営に直ちに影響を及ぼす状況にはないこと、

② 「財政構造改革の推進に関する特別措置法」において、社会保障関係費の平成10年度以降の当初予算額について、対前年度増加額をできるだけ抑制することとされたこと、

等を踏まえ、国庫負担額について、当分の間、従前の負担額の7割相当額とすることとした。

〈資料出所〉「新版 雇用保険法(コンメンタール)」((財)労務行政研究所 編)

高率負担について

1 原則の国庫負担率

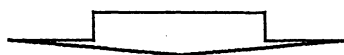
国庫負担	1/4	一般求職者給付及び短期雇用特例被保険者に係る求職者給付
保険料収入 (印紙保険料及び雇用保険三事業に係るものを除く。※において同じ。)	3/4	高年齢求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付
		→ 積立金の発生

○一般求職者給付及び短期雇用特例被保険者に係る求職者給付の総額 × 1 / 4
= 国庫負担

2 高率負担（例外措置）

最大 1/3	国庫負担	1/4	一般求職者給付及び短期雇用特例被保険者に係る求職者給付
	高率負担	3/4	高年齢求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付
	保険料収入（※）		

○一般求職者給付及び短期雇用特例被保険者に係る求職者給付の総額 × 3 / 4
> 保険料収入（※）



失業等給付に要する費用の最高 1 / 3 まで国庫で負担